

特定非営利活動法人 ワークセンターいちい 会員及び会費の額

1. 会 員

(種 別)

この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法上の社員とする。

- (1) 正 会 員 この法人の目的に賛同して入会し、正会員として意思表示した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同して入会し、この法人を支援する個人及び団体

(入 会)

会員の入会については、特に条件を定めない。

- (1) 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- (2) 理事長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会 費)

会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出があったとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

既納の会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

2. 会 費

(会費の額)

この法人の会費は、次に掲げる額とする。

- (1) 正 会 員:年会費 6,000円
- (2) 賛助会員:年会費 1,000円(一口)

「いちい」会のしくみと入会のお勧め

あなたも「いちい」にご入会されませんか！

○会員：「正会員」と「賛助会員」があります。

「正会員」 運動を進める主体となる会員です。

この法人の目的に賛同して入会し、正会員として意思表示して個人および団体。

【年会費】 6000円

「賛助会員」 会員として援助してくださる方です。

団体であってもかまいません。

【年会費】 1000円（1口以上）

【目的】

この法人は、障がいのある人あるいは障がいはなくとも何らかの援助を必要とする人に対して、就労および日常生活支援に関する事業を行い、その福祉の向上と自立を図るとともに、地域の中で普通に暮らせる社会実現の寄与することを目的とする。

○運営：運営は理事会が行い、実務は事務局が処理します。

○名簿の公開はしません。代表理事・事務局で管理し秘密にします。

*会費計算表

入会月	4～5月	6～7月	8～9月	10～11月	12～1月	2～3月
金額(円)	6000	5000	4000	3000	2000	1000.

お問い合わせご入会は、事務局：どんぐり工房内 〒509-6232

瑞浪市陶町水上669番地の1

(昼間) ☎62-1230 ファクス62-1231

平成 年 月 日 申込みします。

*申込み口数 口

A 正会員 B 賛助会員 どちらかに○をつけて下さい。

住所	〒 () -
フリガナ	
氏名	
生年・月・日	
勤め先または職業	